

## 第11回 精神障害者の地域生活支援の在り方に関する検討会 検討事項

## 1 新たな仕組みを支える人材の育成・確保

- ケアマネジメント体制等の確立に際して、資質の高い人材の育成方策を検討すべきである。
- ・ 専門職においては、当事者が必要となる支援の内容を正しく認識するとともに、当事者と協調しながらケアマネジメントを行えるような人間関係を築けるなどの資質が求められるのではないか。
- ・ 当事者同士の共通の経験を基盤とする対等な関係において、情報提供と傾聴を中心的に行うことも、当事者のエンパワメントにつながっていくのではないか。

① 第9回検討会で検討したケアマネジメントに従事する者として、相談支援事業者のスーパーバイズや危機介入的な専門性の高い案件への対応、あるいはソーシャルワーク的な業務や住宅入居支援等のサービス等、階層ごとの機能に応じ、どのような人材（実務経験、講習修了の有無等）が必要か。また、現状に加え、特別な養成システムが必要か。 → 検討資料(1)

② ケアマネジメント制度化に当たっては、階層ごとの機能に応じたケアガイドラインを作成・普及させる等の取組が必要ではないか。その場合、現行のケアガイドラインはどの階層の機能に該当するか。 → 検討資料(1)

## 2 財源配分の在り方

これまで検討を重ねてきた、精神障害者の地域生活支援への取組を実施するにあたり、必要となる財源をどのように担保するかについて、現状の厳しい財政状況に鑑み、検討を行う。

- 精神障害者施策における財源については、今後、地域生活を軸として考える上において、福祉への配分の重点化を図るべきである。
- ・ 現在の財政状況において、どのような形で今後増大する支援のための財源を確保するのか検討する必要があるのではないか。

① 財源配分の在り方について、現下の経済・財政状況では、公費・保険料に関わらず新規の財源を確保することは非常に厳しい状況であり、まず、精神保健福祉施策全体の中で、その配分について重点化・効率化を行っていくことが必要であるという認識の下で、以下のような事項についてどう考えるか。 → 検討資料(2)

- ア 精神保健福祉に係る枠内で財源配分の在り方を考える場合、地域生活支援という観点から配分を見直し、対象者像を明確にし、次のような分野で重点化を図ること。
  - ・ 居宅生活支援事業費（ホームヘルプ、グループホーム、ショートステイ）や就業支援
  - ・ 相談支援体制の確保（地域生活支援センターは、現在、障害保健福祉圏域のうち128圏域に未整備）
- イ 重点化を図る分野の財源確保として、毎年大きく増えつつある通院公費負担の増加傾向の抑制や、措置入院の地域間格差の解消を進めること。

- ② 地域生活支援を基本とする新たな地域ケア体制を目指す中で、制度の公平性の確保と質・効率性の向上のために施設機能に基づき再編することが必要であることを踏まえ、報酬体系をどのように見直していくべきか。また、その評価軸をどのように定めることができるか。

→ 検討資料(3)

ア 施設単位の支払方式は、利用状況に関わらず安定した経営に資するという長所があるが、施設ごとの努力・実績が反映されないという課題もあり、どのような形で個人単位の支払方式に見直していくのか。

イ 各施設が期待されている基本的な機能を前提とした上で、それらの機能が十分果たされているかという評価指標として、退所者の再入院の状況や就労に結びついている実績を活用とした場合、どのような課題があるか。また、基本的な機能以外に、各施設として新たに評価すべき機能があれば、その評価指標として、どのようなものが考えられるか。